

日本防災士会福岡県支部 委員会規程

— 第1章 総則 —

(目的)

第1条 本規程は、日本防災士会福岡県支部（以下「本支部」という）第48条に基づき、設置される委員会の設置、構成、運営および経費等に関する事項を定め、委員会活動の適正かつ効果的な推進を図ることを目的とする

— 第2章 委員会の種類と設置 —

(委員会の種類)

第2条 本支部に設置する委員会は、以下の二種とする

1. 常設委員会：継続的に設置される委員会以下の3つを設置する
 - (1) 広報委員会
 - (2) ダイバーシティ防災推進及び教育研修委員会
 - (3) エリア活動委員会
 - (4) 災害復旧委員会
2. 時限的委員会：状況に応じ、特定の目的・目標をもって一時的に設置される委員会
例：役員候補者推薦委員会

(設置及び所管事項の決定)

第3条

1. 前条1項以外の委員会の設置は、**理事会**の審議・承認を経て行う
2. 前条1項以外の委員会の名称および所掌事項の変更は、**理事会**の審議により決定する

— 第3章 委員会の構成 —

(構成)

第4条

1. 常設委員会には、委員長1名、副委員長1名、委員を若干名置く
2. 委員長は、本支部長が会員の中から選任し、委嘱する
3. 委員長の任期は原則1年間とし、再任を妨げない
4. 副委員長は、委員長が委員の中から選任する
5. 委員は、会員の中から支部長が選任し、参加希望も考慮するものとする
6. 時限的委員会の構成は、その設置目的に応じて**理事会**が別途定める

— 第4章 委員会の運営 —

(開催)

第5条

1. 委員会は、委員長が招集し開催する
2. 委員会を開催した場合は、次の事項を記録する：
 - (1) 日時および場所
 - (2) 出席者の氏名

- (3) 議題および議事事項
- (4) 議事の経過および結果

(議事録の作成および報告)

第6条

1. 委員長は、委員の中から議事録作成者を指名する
2. 議事録は、出席したすべての委員の承認を得るものとする
3. 議事録は、作成されるごとに事務局長に提出し、**理事会**に報告する

— 第5章 経費および謝礼 —

(予算および支出)

第7条 委員会の運営に要する費用は、当該年度の予算の範囲内でこれを賄うものとする

— 第6章 雑則 —

(規程の改廃)

第8条 この規程は、**理事会**の議決によって変更することが出来る。

2. この規程を変更した場合、支部長は速やかに会員に通知し、次に開催される総会に報告する。

— 付則 —

(執行)

本規程は、2026年4月18日からとする